

頁	掲載箇所	変更前	変更後
<b>第2章 2.障害のある人の状況</b>			
1	12 (1) 障害者手帳所持者数の推移	—	「③重症心身障害児者数の推移」の項目を追加
<b>第4章 基本目標Ⅰ</b>			
2	2.障害のある人の尊厳の保持 2) 虐待の防止と対応の充実 ②虐待防止に向けた体制整備	—	※「障害者虐待防止センター」とは、を追加。
<b>第4章 基本目標Ⅱ</b>			
3	4.生活支援の充実 1) 障害福祉サービスの提供	障害のある児童が、必要な障害福祉サービスが受けられるよう	障害のある児童が、 <u>障害児入所施設からの自立やライフステージに合わせて、必要な障害福祉サービスを受けられるよう、事業所・施設等との連携を図るとともに、</u>
4	4.生活支援の充実 1) 障害福祉サービスの提供	医療的ケアが必要な児童に対して、	医療的ケアが必要な児童に対して、 <u>ライフステージに合わせて、必要な障害福祉サービスを受けられるよう、</u>
<b>第4章 基本目標Ⅴ</b>			
5	3.人にやさしいまちづくりの推進 2) 生活しやすい住まいづくり ①住まいの確保	また、民間賃貸住宅において、障害のある人や高齢者などが円滑に入居できるよう、市民への啓発、住宅建物取引業者の健全育成に努めます。	また、民間賃貸住宅への、 <u>障害のある人や高齢者など住宅確保要配慮者の入居が円滑にできるよう、岸和田市居住支援協議会において関係団体等と連携しながら、市民及び宅地建物取引業者等への啓発に努めます。</u>
<b>第5章 2.第6期障害福祉計画における成果目標</b>			
6	64 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ■本市の考え方	施設入所者には常時介護が必要な重度の障害者が多く、家族も高齢化しているなどの現状から、	施設入所者には常時介護が必要な重度の障害者が多く、家族や入所者自身も高齢化しているなどの現状から、
7	68 (4) 福祉施設から一般就労への移行等	「一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数」、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所数」のそれぞれの目標値を変更	「一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数」の目標値「7割」 「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所数」の目標値「7割以上」
<b>第5章 3.第2期障害児福祉計画における成果目標</b>			
8	71 (1) 障害児支援の提供体制の整備等 ■本市の考え方	引き続き実情に沿った支援体制の充実に努めます。	引き続き実情に沿った専門的機能の強化及び重層的な地域支援体制の充実に努めます。
<b>第6章 2.第6期障害福祉計画/障害福祉サービス等の見込量と確保策</b>			
9	77 (1) 訪問系サービス ②重度訪問介護	第5期計画の実績の令和2年度実績見込値の再算定、第6期計画の見込量の再算定	(別紙)
10	79 (1) 訪問系サービス ④行動援護 ■第5期計画の実績	—	精神障害のある人及び障害児については、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度まで利用がありませんでした。第5期計画においては実績も見込みませんでした。
11	79 (1) 訪問系サービス ④行動援護 ■第6期計画の見込量	—	※精神障害のある人・障害児は利用実績がないため見込んでいません。
12	87 (2) 日中活動系サービス ⑧短期入所	第5期計画の実績の令和2年度実績見込値の再算定、第6期計画の見込量の再算定	(別紙)
13	95 (5) 発達障害者等に対する支援【新規】	—	枠内の用語の説明を記載。

主な変更箇所

	頁	掲載箇所	変更前	変更後
14	96	(6) 精神障害に対する支援体制 ②精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助	—	P89 自立生活援助見込量（精神障害のある人） P90 共同生活援助見込量（精神障害のある人） P93 地域移行支援見込量（精神障害のある人） P94 地域定着支援見込量（精神障害のある人） 上記の数値と整合させる。（別紙）
15	97	(7) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み【新規】	相談体制の充実・強化に取り組みます。	相談体制の充実・強化に取り組むとともに、主任相談支援専門員をはじめとする専門的人材の確保・有効活用に努めます。
<b>第6章 3.第6期障害福祉計画/地域生活支援事業の見込量と確保策</b>				
16	110	(2) 任意事業 ②日中一時支援事業	第5期計画の実績の令和2年度実績見込値の再算定、第6期計画の見込量の再算定	(別紙)
<b>第6章 4.第2期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策</b>				
17	112	4.第2期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策	障害児入所施設については府を実施主体としますが、	障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所とは、連絡会等を通じて、情報共有・研修等を行い、支援の質の向上及び支援内容の適正化に努めていきます。障害児入所施設については府を実施主体としますが、
18	113	■第2期計画の見込量	—	保育所等訪問支援に「人/月」の欄（数値）を追記。
19	114	■子ども・子育て支援等の利用ニーズの見込量	—	利用ニーズの見込量の表を掲載
<b>第7章 1.計画の推進体制</b>				
20	119	④ 専門的人材の育成・確保	サービス提供事業者等との連携を図るとともに、専門的人材の育成・確保に努めます。	サービス提供事業者等との連携を図るとともに、 <u>障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者・機関が協力して取り組むことにより、専門的人材の育成・確保に努めます。</u>
<b>参考資料</b>				
21	125	3.用語の説明	—	用語の説明を記載